

平成 2 9 年度第 3 回
総 合 計 画 審 議 会

平成 2 9 年 1 1 月 7 日

逗子市経営企画部企画課

平成29年度第3回総合計画審議会

日時 平成29年11月7日（火）

午後7時00分～9時10分

場所 逗子市役所5階 会議室

出席者

委員 出石会長、木村副会長、倉田委員、稲委員、磯部委員、三原委員、
田倉委員、池谷委員、桑原委員

オブザーバー（議題2） 平井市長、柏村副市長、村松教育長、和田経営企画部長、
福井総務部長、若菜市民協働部長、須藤福祉部長、田戸環境都市部長、
草柳消防長、石黒教育部長、山田教育部担当部長

オブザーバー（議題3） 平井市長

欠席者

長島委員、相川委員、山口委員、佐野委員、柳沢委員

事務局

和田経営企画部長、福本経営企画部次長、仁科企画課主幹、四宮主任、橋本主事

傍聴者 1名

- 1 開会
- 2 次年度の総合計画の推進に向けて【意見交換】
 - （1）資源配分、人事戦略について
 - （2）計画の推進全般について
- 3 総合計画に関する条例等について【諮問】
- 4 その他
- 5 閉会

配付資料

- ・ 次第
- ・ 資料 1 逗子市総合計画進行管理総括表
- ・ 資料 2 財政状況について
- ・ 資料 3 今後の計画策定について
- ・ 資料 4 （仮称）逗子市自治基本条例制定の検討にあたっての総合計画に関すること
（事務局案）
- ・ 資料 5 （仮称）自治基本条例の検討プロセス
- ・ 資料 6 （仮称）自治基本条例の構成と関連する条例との関係（想定）
- ・ （参考 1）逗子市総合計画審議会条例
- ・ （参考 2）逗子市総合計画策定条例

(福本経営企画部次長) 皆さん、こんばんは。

本日は、大変お忙しい中、逗子市総合計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに本日の会議ですが現時点におきまして8名、お二方まだいらっしゃっていないのですが、8名の委員の方にご出席いただいております。総合計画審議会条例に定めます定足数に達していることから、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。

ちなみに、長島委員、相川委員、佐野委員、柳沢委員の4名につきましては、事前に欠席の連絡をいただいております。

本日の議題は、お配りしました次第にありますように、2つあります。1つ目が、「次年度の総合計画の推進に向けて」といったことで意見交換をお願いいたします。2つ目が、「総合計画に関する条例等について」といったことで諮問いたしますので、ご審議いただきたいと思います。あと、「その他」とありますが、必要に応じて意見交換を行いたいと思います。

本日の会議ですが、総合計画審議会条例第8条に基づきまして、市長、副市長、教育長及び基幹計画・個別計画に係る所管の部長に出席いただいております。よろしくお願いします。

市長につきましては、全ての議題においてオブザーバーとして出席いたします。副市長以下につきましては、次第2の「次年度の総合計画の推進に向けて」の意見交換が終わりましたら、退席いたします。

続いて、資料の確認をお願いしたいと思います。

まず、次第が1枚です。次に、右肩に小さな字で、四角で囲ってありますが、資料1と書かれているもの、これは1枚物です。続きまして、同じく右肩に資料2と書いているもの、これはホチキスでとめてあるもので1部。続きまして、これは横に見てください。右肩に資料3と書かれているもの、これも1枚物です。よろしいでしょうか。続きまして、今度は縦型です。右肩に資料4とあるもの、ホチキスでとまっているものが1部です。続きまして、今度は横型、右肩に資料5と書かれているもの、これは1枚。続きまして、今度は縦、資料6と右肩に書いてあるもの、これも1枚です。あとは、右肩に参考1、参考2と書かれているものがそれぞれ1枚。

以上となります。漏れ等はございませんでしょうか。

では、早速でございますが、お手元の会議次第に従いまして、会長の進行でよろしく願いたいと思います。

(出石会長) 皆さん、こんばんは。それでは、ここから私のほうで進行したいと思います。

本日は市長以下、市の幹部の方にご出席いただきまして、お忙しい中ありがとうございます。

それでは、次第に沿って進めてまいります。次第2「次年度の総合計画の推進に向けて」、これは意見交換になります。2016年度分の総合計画の進行管理については、前回、総合計画審議会で意見交換をしまして、答申をまとめました。

この資料1にありますとおり、初めに市長からの評価、そして、それに対して総合計画審議会からの意見を出しておりますが、これにつきまして、改めまして市長からの見解をご提示いただきまして、そして議題に（１）、（２）にありますとおり、資源配分、人事戦略、それから計画の推進全般についてというところで、区分して意見交換をしたいと思います。

それでは、まず最初に、市長からこの答申に対する市の見解といいたしましょうか、そちらをお願いできますでしょうか。

（平井市長） まず、冒頭ご挨拶をと思っておりますけれども、大変お忙しい中、本日も総合計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろから市政全般にわたりまして、本当に熱心にご議論いただいて、この計画の進行管理にも大変貴重なご提言、ご意見を頂戴いたしまして、本当にありがとうございます。皆様のご意見を反映させながら、この間も、あるいは今後もしっかりと計画の推進に邁進してまいりたいと思っておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

それでは、議題であります皆様からいただいた答申に対する逗子としての見解ということで、説明させていただきます。座って失礼いたします。

まず、この資料1の裏面になりますけれども、総合計画審議会の意見として何点かご指摘をいただきました。順次お話をいたしますと、まず初めの総括評価のところの1の地域自治システムの推進についてです。これはご指摘いただいたように、逗子小学校区がまだ未設置ということで、ここにいかに重点的に取り組むかということが、大きな課題になってございます。

具体的に今の進捗状況を申し上げますと、逗子小学校区は、逗子ブロック、桜山ブロック、新宿ブロックと、この3つの字ごとに何とか準備会を立ち上げていきたいということで、今年度に入りまして地域担当職員を増員して、それぞれのブロックに次長のリーダーを1名、それから担当職員を3名、したがって1ブロック4名のチームで重点的に取り組みを強化しているということでございます。

逗子ブロックにおいては、まだまだ自治会・町内会の中で、地域自治システムへの理解がなかなか進んでいないというのが最大の課題でありまして、まずはこの地域で行われている実践活動、取り組みを、逗子タイムズというニューズペーパーでシリーズ化し作成して、それぞれ

の自治会・町内会を含め、それを超えた範囲で、地域の取り組みの重要性を周知して、まずは認識をしていただくという取り組みを進めています。

それから、桜山ブロックは、本年の6月15日、ブロック準備会が設立されました。月1回のペースでこの会合が開かれておりまして、毎回テーマを決めて話し合いが行われております。これまでは、まずこの地域についてというテーマ、それから高齢者の現状と課題、防災、ゴミ問題、子ども・子育てといったテーマを毎回設定して、桜山ブロック、あるいは逗子小学校区における取り組みについて、いろいろな情報共有と意見交換、協議を進めている状況でございます。

特にこの桜山ブロックは、逗子ブロックと隣接しているということで、常に会合のご案内は逗子ブロックの自治会関係者にもお伝えをして、いつでもウエルカムという状況で会議を開いておりますけれども、なかなかまだまだ反応は芳しくないといった状況がございます。

それから新宿ブロックですが、新宿自治会という大きな組織がありますけれども、この地域はマンションがかなり多数あって、いわゆる組織的な活動が行われていない実態であります。したがって、地域担当職員が手分けをしまして、チラシをマンションの全戸に一軒一軒配付するという取り組みをして、まずは今、逗子市でどういう地域の自治活動、地域自治の動きがあるのかということを周知するところから始めています。

マンションの管理組合等と個別に対応して、説明会をやらせてほしいといったご案内もしながら、何とか広げていきたいと取り組んでいますけれども、今のところマンション単位での説明会は、1つのマンションから要請があつて、実施していると、そのような状況であります。当然、今後マンション単位の横のつながりが必要ということで、その呼びかけをして、マンション同士の連絡会のような組織化を図ればということでの取り組みを進めています。

そのような状況ですので、平成30年度中に何とかこの各ブロックの準備会の立ち上げに至ればと思っております。そこに準備会ができれば、その3ブロックの準備会の連絡会のような形に移行できるかなということでもありますけれども、まだまだこの目途は立っていないというのが現実でございます。引き続き地域担当職員を中心に、さまざまな場面を捉えて周知、あるいは啓発活動を行っていきたいと思っております。

その他の小学校区については今日、ご出席いただいている皆様を先頭に、それぞれの地域の課題に具体的に取り組みを進めているということで、大変心強く思っているところでございます。以上が地域自治システムについてでございます。

もう一点、財政状況についてでございます。これは本当に、まず冒頭、皆様に大変ご心配を

おかけしていることをお詫び申し上げます。詳細について、今からこの資料2に基づいてご説明いたします。

何でこういうことになってしまったのかという状況ですが、この資料の1ページ目、パワーポイントの2ページずつを1ページにまとめて印刷しておりますので、その右下のページ数で話しますけれども、2ページ目の平成28年度の決算というのが想定以上に悪かったということで、実質収支額が書いてありますけれども、要するに歳出に対して歳入がどれだけ上回ったかということで、平成27年度は10億5,728万円、歳入のほうが超過したので、これが翌年度に繰り越せる財源となるわけです。ところが、平成28年度決算を閉じたところ、歳出に対して歳入超過が4億5,637万円にとどまったということで、この繰り越し財源だけ見ても6億円少なくなってしまったというのが、非常に急激に財政状況が悪化した原因となっております。

3ページは、その背景をグラフ化したものですが、トレンドとしては人口が微減し、市税収入も徐々に下がってくる。106億円程度あったものが、平成28年度は94億8,000万円ということで、この間で10億円以上の市税の落ち込みが見られます。

一方で、社会保障費、扶助費と言っていますが、平成19年は20億円程度だったものが、平成28年度は38億8,000万円ということで、確実に社会保障に関わる支出が増えてきている。そういった構造的な問題がある中で、②の実質収支の推移が載っていますが、この間は大体8億から10億円ぐらいの実質収支額、要するに繰り越し財源をキープしながら財政運用をしてきたということで、平成22年度以降、大体、上下はありますけれども、10億円を挟んで、大体8億円強は繰り越せていました。それが翌年度の財源に活用されてきたということだったわけですが、平成28年度決算がいきなり4億円台に落ち込んでしまったということで、財政がもう、いきなり悪化してしまったということです。

何でこんなに実質収支が悪くなったのかというのが、この次の5ページ目にその内訳が書いてございますけれども、そこにある平成28年度と平成27年度の比較で5つの項目、「市税」から始まって「地方交付税・臨時財政対策債」とありますけれども、それぞれ予算に対して決算の超過額ということで、平成27年度はこの5つの項目で6億7,000万円の予算超過、翌年度に繰り越し財源があったわけですが、平成28年度はこれらを足してもマイナス0.6億円ということで、決算額が予算を下回ってしまったというので、これの差し引きでいくと7.3億円予算超過額を失ってしまったというのが、減少としての要因でございます。

特にこの配当交付金とか株式等譲渡所得割交付金とか地方消費税交付金というのは、経済動向に左右される項目ですが、予算は前年度の決算額をほぼ踏襲し、若干低目に計上

していたわけですが、それよりも結果が悪かったということで、予算額が決算と比べると、マイナスという状況になってしまったということです。したがって、この読みが甘かったというのが最大の原因と言わざるを得ないといえますと、当然私として大きな責任を感じております。

そういった状況の中で、毎年の予算編成というものがこの6ページ目に示してありますけれども、この前年度の実質収支、繰り越しの使い道、平成28年度は前年度から10億6,000万円繰り越せたので、年度の当初の段階で、そのうちの5億5,000万円を歳入予算に計上しました。残った約5億円のうち、補正予算の財源として1億3,000万円を年度内に活用し、さらに残った3億8,000万円を年度末に財政調整基金に積み立てて、翌年度の財源として活用するという予算のやりくりをしてきました。けれども、平成29年度に入って、平成28年度の繰り越しが4億6,000万円にとどまったということで、既に平成29年度の予算の段階で繰越金を実は5億5,000万円計上していたので、その時点でもう予算が不足という状況に陥ってしまいました。当然、補正予算の財源ありませんし、財政調整基金に積み増しをする財源も枯渇していると、そういった状況に直面したということでございます。

財政調整基金が今、非常に厳しい状況になっているというお話をしましたけれども、これが次ページの③の年度末残高の推移ということで、ここ七、八年は、大体7億円後半の財政調整基金の残高で推移してきました。これは先ほど申し上げた繰越金があって、使いつつも大体4億円前後ぐらい年度末に残っていたので、年度末に最終積み増して、大体7億円後半ぐらいに維持できていたという過去の推移です。

ところが今年度に入りまして、当初予算で既に5億円財政調整基金から繰り入れをしていますので、年度当初の段階で2億7,000万円しか残っていませんでしたが、6月に補正予算を組む必要が出て、1億7,000万円を財政調整基金から繰り入れざるを得なかったということで、今の段階では1億円の残高という状況になっています。

ということなので、次ページの④の平成30年度の予算編成に至っては、平成29年度は繰越金で5億5,000万円、財政調整基金で5億円を当初の予算の段階で歳入に組み込んでいます。ところが今、財政調整基金の残高が1億円になりましたので、財政調整基金の繰り入れというのが来年度はゼロ、さらに繰越金は、平成29年度は5億5,000万円を年度当初に計上しましたけれども、来年度はその余力もなくなっているということで、3億5,000万円、それでも歳入と歳出の差額で一定の繰越金が出るということで、3億5,000万円を見込んでおります。

したがって、平成29年度の10億5,000万円、繰越金と財政調整基金の当初予算での歳入部分

が繰越金の3億5,000万円だけにとどまるということで、差し引きいたしまして7億円が当初予算の段階で財源不足として見込まざるを得ないと、そういう状況に今陥っているということでございます。

こういった状況を受けて、緊急財政対策本部を6月に立ち上げまして、この間7億円の財源不足への対策の検討を進めてきました。⑤以降にその内容を、広報ずし11月号に掲載した内容に沿って掲載してございます。

対策1としては、人件費の見直しで2億7,000万円の削減。内訳はお示したとおりでございます。

次のページの対策2としては、サービスの見直し、事務事業の見直しということで、2億6,000万円を削減する検討を行いました。その具体的内容は、12、13、14、15ページにお示したとおりとなっております。かなり全般にわたって、子育て・教育から高齢者、それから補助金・交付金、イベント関係、公共施設の開館時間の短縮といったところで、市民生活にさまざまな形で影響が避けられないといった状況になってございます。

この中でも極力、子育て・教育への影響は低減したいということで、小児医療費の助成について現状を維持するといったことであったり、少人数指導・教育指導教員については、最初の段階では廃止といったことも検討しましたがけれども、可能な限り、人数は減らして縮小しますがけれども、教育環境への配慮といった部分については対応していきたいと考え、縮小という見直しとなりました。

それから、イベント関係ですけれども、イベントの補助金については、予算の削減は避けて通れず、ここにあるとおりかなり休止という形になっています。今のところ、それぞれの実施団体とか関係団体、実行委員会等と、予算がない中でいかに継続して開催できるかといった検討を進めておりますので、上2つは観光協会、あるいは商工会という実施主体でお願いしていただきますけれども、花火大会も開催をする方向で今、協議を重ねています。あるいは市民まつりについても開催をするという前提で、事業費のかからない中での方向を模索し、アートフェスティバル等々についても、予算が削減された中での開催の手法を検討していこうという方向でございます。

公共施設の開館日数については、表のとおりになってございますので、利用団体との調整については、1団体ごとに丁寧に代替場所の対応も含めて、検討をこれからしっかりとしていくということでございます。

これが対策2の2億6,000万円の事業費削減ということの主な内容でございます。

それから、対策3は、国民健康保険事業特別会計への繰出金削減1億円ということです。これはかねてからの課題で、国民健康保険の保険料を低減させるために、一般会計から平成29年度で3億8,000万円の繰り出しをしてございます。当然その繰り出しをするということは、その分、一般会計の事業に予算配分できていないといった状況の中での財政運営ということですので、こういう状況を踏まえて、国民健康保険事業特別会計への一般会計からの法定外の繰り出しも段階的に削減をしていくということを、検討しております。

また、あわせて、18ページ目にありますけれども、来年度から国民健康保険が県単位化になるということで、県の運営方針で、法定外繰り出しを段階的に減らすことが求められている状況の中で、毎年1億円ずつ法定外の繰り出しを減らしていくと、最終的にはゼロにしていくという方向性を示したところでございます。

最後の対策4としては、ごみ処理の広域連携ということで、この7月から葉山町から燃やすごみの受け入れを一部スタートしておりまして、今年度の歳入予算としては1億円を計上してございます。来年度からは葉山から全量の可燃ごみの受け入れを予定しているということで、それに伴う歳入増が約6,000万円、し尿の処理を葉山の処理施設で共同処理するということで、これに伴う歳出を約1,000万円削減、効果額は合わせて7,000万円となります。以上、対策1から4まで、総計7億円の財政対策をまとめたということでございます。

これを推進して、平成34年度末に財政調整基金の残高として10億円を確保するという目標を設定いたしました。今後、対策を毎年度見直しを行いながら、財政運営の安定化を図ることを目指していきたいということでございます。

したがって、あわせて人事的な部分では、財源確保のために人件費を大きく削減するので、かなり職員にも負担がかかってくることはありますけれども、今年4月に、子育て部門を大きく一元化した組織改革をいたしました。教育長のもと子育て、それから教育との連携、さらには幼稚園・保育園・小学校の連携、そして療育教育総合センターにおける0歳から18歳のさまざまなケア、連携対策が徐々に成果を上げていくものと期待しております。

それから、来年度は10ページにありますように、一般職員、非常勤職員の削減も予定しているので、職員数も減ってまいります。したがって、そういった中でより業務を効率化させて、市民サービスに極力影響がないようにしていかなければならないというのが大きな課題だと思っておりますが、基本、職員が減ることなので、異動についても、余り動かさないというのが基本になっていくかなと思っております。ただ、来年3月末で部長級が4名、退職を予定していますので、そういった部分、幹部職員の異動というのが大きく出てくるかなと思

てございます。

そういった状況の中で財政の安定化を図りつつ、総合計画の事業の推進を図っていくということに、しっかりと取り組みたいと思っております。

総合計画のいろいろな事業の中で、この財政対策による影響が若干出てこようかと思います。それはこの財政対策プログラムの中で、例えばアートフェスティバルとかスポーツの祭典とか、こういったリーディング事業になっているものの予算が軒並み削減されている、あるいは、住宅用スマートエネルギーの購入費の補助なども、これもリーディング事業になっていますけれども、こういったものも休止するとなっていますので、こういった部分の目標達成といったところの部分は若干裏目に出てこようかなということはあると思いますが、基本的に財政対策を平成30年度、31年度、2カ年を集中対策期間と位置づけていますので、それを乗り切って32年度以降、若干とはいえ、財政対策の見直しという中で、財源確保ということでは今、1億円程度はリカバーをするという見込みを立てながら、財政運営をしていこうと考えておりますので、そうした見直しの財源といった分を総合計画のリーディング事業にももちろん充当しながら、最終的な平成34年度末の今の実施計画の最終年度の段階では、何とか目標を達成できるような努力をしたいと思っておりますので、総合計画の目標設定そのものを見直すといった部分は、しなくてもいけるのではないかと、一応現時点での見通しの中で、これからの市政の運営に努めていきたいと考えております。

それから、次の未策定の計画については、資料3で予定をお示ししました。補足して説明するとすれば、都市デザイン計画は、これは非常に重たい課題でありまして、今の人口減少時代を踏まえた都市計画全般のあり方を、改めて中長期的に見直しをしなければいけないということで、少し策定のスケジュールが後ろになっています。当然、土地利用の問題も、今まではかなり規制を中心に、まちづくり条例をはじめとした条例によって制約をしながら土地利用してきましたけれども、こういったまちづくり条例の見直しも含めて、めり張りのある土地利用といった観点からの議論を今、環境都市部でしている状況でありますので、こういったことを踏まえて、土地の利用という意味では直接、個人の財産権との関係もありますので、慎重に進めながら、最終的に都市デザイン計画に位置づけていきたいということで、このスケジュールになっています。

市民主権プランについては、後ほど話がありますが、（仮称）自治基本条例の検討を進めているということで、この条例策定の状況を踏まえて、プランとしての作成をしていくということで、今のところこういうスケジュールになっています。

それから、住環境形成計画については、平成29年度の当初予算でコンサル委託の予算が減額修正されました。これは最低敷地面積基準の導入ということが議論となった結果です。議会の中では、個人の財産権を侵害する非常に重たい課題で、まして人口減少時代を迎えて、そこは本当に妥当なのかと、こういった議論の中で減額修正されたということです。ただ、住環境の形成に関する計画の策定の必要性という部分では議会でも認めていただいているので、一応今はこの最低敷地の部分は計画からは外して、時間はかかりますけれども、平成30年度中に計画を策定していくスケジュールとなっております。

それから、公共施設等総合管理計画ですけれども、これも今、行政内部で公共施設の再配置を含めた中長期的な課題の洗い出しをしております。一方で、財政状況が今の状況になったということで、財政対策も加味した上で慎重に検討しなければいけないということで、少し時間がかかりますけれども、こういったスケジュールで予定しているということです。

それから、商工業、小坪海浜地域の活性化については、これが今、特に商工業関係では東逗子駅前の活性化、小坪の国有海浜地においては、占有・占拠物件の撤去といった状況を今進めておりますので、こうした状況をしっかりとにらみつつ、計画の策定をしていくという意味で、こういうスケジュールとなっております。

市民自治推進計画については、先ほどの（仮称）自治基本条例との関係と同様でございます。

情報化推進計画については、今現在マイナンバー、この普及によって地域の情報にどういう影響を及ぼすかということで、マイナポータルが今議論されていますけれども、そういった状況を踏まえながら計画を策定をしていくということでのスケジュールとなっております。

国際交流についても、昨年からフェアトレードタウンの取り組みがスタートしましたけれども、こういった状況を踏まえながら、国際交流の具体的な取り組みを少し育てながら、計画の策定に結びつけていくということで、このスケジュールになってございます。

こういう状況の中で、計画の策定について、今後もしっかりと取り組んでいきたいということでございます。

長くなりましたけれども、ご指摘いただいた点についての市としての対応ということでご説明をいたしました。

（出石会長） ありがとうございます。

それでは、先ほど申しました次第のとおり、2つ目に総合計画の推進全般についての意見交換を行います。まず最初に説明がありましたとおり、特に財政状況、財政対策の問題や、それに関わっている人事配置等の話がありました。資源配分、人事戦略にまず絞って、意見交換と

ということになります。あるいは市長、副市長、教育長、部長がいらっしゃいますから、率直に皆さんの意見を述べていただければと思います。どなたからでも結構でございます。挙手をしてご発言ください。いかがでしょうか。

どうぞ。

（磯部委員） 財政状況の話ですけれども、支出に関して非常に綿密な計画を立てられたことは理解するのですが、今後その市税の収入は、やはり減少傾向にあると思うのですね。そこら辺を織り込んだのかどうかを伺いたいです。

（平井市長） ご指摘のように、人口は今、何とか横ばい、微減という中で推移していますけれども、高齢化率は徐々に上がっていくというのは構造的にも避けて通れないので、税収入そのものは人口が横ばいになったとしても徐々に減っていくという想定の中で、平成34年度までの財政見通しも一応組み立てています。

今年度の当初予算、94億円強の税収入を見込んでいますけれども、平成30年度は90億円台にさらに落ち込むのではないかと、そういう想定をして財政見通しを立てなければということでも今、検討しているということです。歳入の確保はなかなか難しいのですけれども、例えば民間企業の広告による事業収入といった制度も、この11月からスタートさせました。幅広く民間企業からも協力を募集して、さまざまな事業への協力金のようなものを確保していこうといった取り組みも、広げていこうと計画をしております。

（磯部委員） 市税を増やすことに関しては、もう少しいろいろと幅広く考えることも必要ではないかなと考えます。例えば、ごみ焼却場の熱を発電に使うとか、そういったことを市は投資できませんけれども、そういった業者を募集していくとか、そういったような考えはできるのではないかなと思うのですよね。ですから、削減のほうで綿密な作業をされたことはよく理解しましたがけれども、収入を増やすという意味では税金だけではなくて、もっと民間の力を使って、市として持っている資源を生かしていくことを考えられたらよいと思います。

（平井市長） 焼却余熱利用は、新設の焼却施設の場合には基本的になっていますけれども、既存のものでそれが可能かということを、設備投資を含めて、具体的に検証したことはないですけれども、ハードルが高い部分はあるかなとは思っています。

昔は焼却の余熱を利用して、脱水汚泥の乾燥をさせて、それを資源化に回すということをやっていたことがあります。ただ、施設が老朽化して使えなくなったので、それを撤去してしまったという経緯がありました。でも、ご指摘の点は、非常に傾聴に値することだと思いますので、先ほど民間企業が協力という話がありましたけれども、幅広く民間のノウハウ、発想とい

ったものを吸収できるようにアンテナを張って、そのところに呼びかけていきたいなと思っています。

（出石会長） そのほかいかがでしょうか。

（三原委員） 自治基本条例のワークショップでのアンケートに書いてあるのですが、結局、当初こういう財政がおかしくなる前に市長がおっしゃったのは、2040年に人口が1万人減って少子高齢化が進む、そうすると財政が逼迫するということで、住民サービスを住民自治協議会に肩がわりと言ったらおかしいですけども、そのために今から始めて足腰を強くしていこうというのが一番大きな目的であったと言われていますが、結局、統計値で人口は減る、少子高齢化が進む、これはやむを得ない部分があるのでしょうかけれども、そのときに、今もこれもそうなのですが、カット、カットで結局お尻を合わせるのではなくて、もうちょっとポジティブに捉えて、今、磯部委員がおっしゃったような話も含めまして、何かこの歳入を増やすための努力、そのアイデアというのが行政にはちょっと荷が重いのであれば、それを市民の有識者でもいいですし、いろいろなところから知恵を出し合って、いろいろな方向性があると思います。そういうことを検討するプロジェクトを立ち上げるとか、何かどんどん尻すぼみになって、逗子に住んでいるのが何だかね、という話では全然未来志向にも何もならないですから、そういった意味での取り組みといいますか、知恵を集める、住民自治協議会を使うのも一つの手だろうし、結構いろいろなアイデアをお持ちの方もいらっしゃるはずなので、とっぴなアイデアだって何だっていいと思います。そういうものをプラスの方向に転ずる考え方も、どうかお持ちになっていただければと思います。

（平井市長） はい、ありがとうございます。おっしゃるとおりで、何か意識まで縮小してしまうと、非常にこのまちに対する希望とか、そういったものがなくなってしまいますので、やっぱりプラス思考で、いかに市民の皆さんの協力を得ながら展望を描くかといったことは数字以上に非常に大きなことなので、そこはしっかりとご意見を踏まえて対応したいし、住民自治協議会の皆さんにもいろいろと協力、お知恵をお願いしたいですし、あと、先ほど申し上げた各種イベントを主催していただいている団体の皆さんも、ほかからお金を持ってこられたりとか、あるいは有料席を設けるとか、そういったいろいろな手立てを今、検討していただいていますので、流鏝馬でも、ふるさと納税で有料席を返戻品として出すみたいな、そういったことも一部取り組みは行っていたりしていますので、いろいろな知恵がこれを契機に、いろいろな方から出てきているのは非常にありがたいし、大切にしていきたいなと思っています。

（三原委員） 行政と話をしていると、枕言葉で予算がないというのがまず初めに出てくるの

ですけれども、それだともう話が續かないので、そういうことではなくて、前向きに思考ができるような体制を、今すぐにはできないでしょうけれども、そういう方向性を出していただきたいと思います。

（出石会長） 今の三原委員の発言につけ加えさせてもらおうと、ちょっと自分の立場になってしまいますが、ぜひ大学の学生を使ってほしいです、そういう発想。今言われたとっぴな発想というのは、よく言われます。若者、学生は、お金もかからないし、ぜひ、むしろありがたい話です。ちょっと宣伝みたいですが、そういうところでどんどん使っていただいたほうが、せつかく大学とも協定を結んでいるので、十分あり得るのではないかと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

（稲委員） この財政のところで、ちまたで我々がいろいろ話したところ、人件費の見直しで、やっぱり一般職員の方の給料の削減とか時間外勤務ってとても気の毒だと思うのですが、市会議員の方の報酬を減らすとか人員を減らすというのが我々主婦層からは出ているのですけれども、それは難しいのでしょうか。

（平井市長） 私の立場で言うのはなかなかはばかれるのですが、10月30日に市議会の全員協議会でこの財政対策を発表しました。当然、市議会としても、こういった状況を踏まえて報酬削減だとか、あるいは定数削減だとか、それぞれの議員さんの考え方も当然おありだと思うので、今、議会内でどういう方策を検討して、合意を図るかといった議論は行われていると承知していますので、どういう形になるかはわかりません。まとまるのか、まとまらないのかも、そこはもう委ねるしかないですが、当然、議員としても、議決をしたという責任ということは、発言としてやはりいろいろな議員さんからもありますので、もちろん責任の最大は私にあるのですけれども、議員としてもそこは認識もあるということはお伝えしておきます。

（三原委員） 私も10月30日に傍聴に出て、ある議員が市長に、あなたの責任だと。我々は声が出せないのですね、傍聴者ですから。冗談ではない、おまえだって責任はあるだろうと。それで12時20分に終わって出たときに1人の議員をつかまえて、議員の定数削減だとか報酬カットとかを考えているのか、それは今話し合っています、と。ただ、報酬カットがいいという人と定数削減がいいと言う人がいる。定数削減がいいという人は、選挙に強い人かもしれないです。そういうようなあれで、これはすぐ結論出しますという話だったので、必ずやるよという話はしていましたけれども。もう何か市長の責任ばかりで、とんでもない話だと。

（稲委員） それはいつごろ我々にわかるのですか。

（平井市長） 定数削減の場合には、12月の議会で条例改正しないと、来年の3月には告示

ですから、そこには間に合わないので、そこがリミットです。報酬削減は予算計上で、条例改正が必要か。

（福井総務部長） はい、そうです。

（平井市長） とすると、12月議会、2月議会か。

（出石会長） 条例はいつでも、報酬条例は変えた段階から変えられるから、それは削減できる。

（平井市長） ぎりぎり、2月でも何とか。ただ、予算の計上は、その段階ではできませんから、12月議会で報酬削減の条例が成立すれば、当初予算の段階から議員の報酬の減額が予算化されるということなので、そこはもう議会次第です。

（池谷委員） 2点あるのですけれども、サービスの見直しの内容が、教育に関わる部分が多いなと思って、これは後からじわじわくるのではないかなということを少し懸念をしました。

お尋ねしたいことの1つ目が、特に学校教育の部分に関わって、かなり指導員とか派遣の教員、そういうところの削減縮小があるので、でも、一方で今、社会の中では教員の長時間労働が非常に問題になっていて、かなり逆行することになりはしないかというところを少し懸念をしているので、その点について教育現場のことを1点教えていただきたいということと、人事戦略に関わって、人数を減らします、時間外労働を減らしますとなると、業務量を減らしますということがやっぱり一緒に話が出てこない、ちょっと恐ろしい状況になるのではないかなと思いますので、職員の方の業務量を減らす工夫をどのように考えられているのか、その2点を教えてください。

（出石会長） 前段は教育長ですか。

（村松教育長） 今の資料の中で、人員削減で教育がかなりあります。他の自治体を経験しているのですが、他の自治体では、教員については基本的には県費負担教職員のみで賄っていて、返子はそれにプラスして、市費で加配をしていることになります。ここにあるものの中で、全くそのポジションがなくなってしまうものと、それから、もともと県費でついているものにさらにプラスした市費の分のプラスアルファはなくなっているという部分と2通りあります。どちらにしても、人が減ることには変わりはないことは確かですので、教育委員会としては、この財政対策というミッションもありますし、新学習指導要領の採用というミッションもありますし、多忙化解消というミッションもあります。この3つを同時にやらなければいけないのはなかなか難しいのですが、今のところ、その多忙化解消は、いろいろな市から学校へ対する業務をなるべく市で標準化をし、電子化もしながら提出物等を減らしています。それから、市、

学校、それぞれの特色はあるのですけれども、なるべく共通のものを増やすことで、これはスキルの蓄積ということにもなりますけれども、それも多忙化の解消になっているかなと思います。

あと、予算とは直接ではないですが、外部人材の活用ということで、運動部活動などは地域の方を今年もお願いしましたし、学校で見つからない場合には、教育委員会から体育協会にお願いをして、人を探してもらおうということも少しずつ始めていますので、先程の3つのミッションを何とかやっていきたいということは考えております。

（出石会長） 他部課、全般からいかがですか。

（平井市長） 行政の組織のほうですね。そこは総務部長から。

（福井総務部長） 業務量につきましては、今年から業務プロセス改善を進めています。これはいろいろな事業をフロー図に落とし込み、その事務をできるだけ合理的に進める等、やり方の見直しにつなげるということを考えています。

また、昨今ワーク・ライフ・バランスということもありますので、その部分でも時間外勤務は削減していきたいと進めていたところで、ちょうどこの財政の話にもなってきましたので、そちらも強力に進めていきたいと思っております。

以上です。

（平井市長） 去年から時間外を削減するというのを、各部長以下、末端の職員まで目標設定をして、評価対象の項目にしています。今年度、もう既に半年越えましたけれども、6カ月間で昨年の実績に比べて2,000万円の時間外手当削減の効果が出ています。ですから、もうこの2年ぐらいで、5時半になったらいなくなっている職員が相当定着したなという感じはあるので、この事務事業見直しで、かなり事業そのものの休止・廃止が出ていますから、その分では業務量そのものも一時的には減るという状況は生まれると思いますので、人員が減って、なおかつ時間外も減らすということは両立していけると考えております。

（三原委員） 我々私企業ですと、時間外手当を削減すると、結局20時間までは認めるけれども、それ以上はサービス残業で、結局仕事量は減らないですよ。それで結局サービス残業だけ増えていって、その負荷は、行政は、お役人の場合と私企業の場合は違うかもしれないですけれども、そういう弊害はどこの企業でもあるはずですよ。それで一番苦勞するのは、中間管理職が苦勞するのですけれどもね。

ですから、その辺のところがお金として2,000万円減ったよということのほかに、サービス残業があるかないかということは、きちんとお調べにならないと、結局そういうことがたまっ

てくるとフラストレーションになって、業務に影響を及ぼすわけです。市民のサービスが主体ですから、その辺のところは、なければ一番いいですけども、あるのではないかと思いますね。

（出石会長） そのあたりも調べる必要もあるかもしれません。

（柏村副市長） このような形で、時間外勤務の手当を削減しろということを言うと、そういった職員が出てくるという可能性は、確かにおっしゃるとおりあると思います。先日も部長会議におきまして、各部長には私からサービス残業がないように伝えました。職員からそういうような苦情があれば、これは市役所としての責任が当然として伴うことなので、部長以下、課長含めて管理職がそのようなことのないように努めていると私は思っておりますけれども、今、三原委員がおっしゃるように、その辺のチェックについても今後、確認していきたいと思っています。

（平井市長） 私も率先して、５時半には帰っています。秘書に残業させないように。

（出石会長） 私からもですけども、これは働き方改革の話だと思うのですけれども、問題は逆にサービス残業をやらなかったら、仕事の効率は変わらなくて時間外がなかったら、それで人が減ったら、仕事はたまるばかりのはずです。ただ、今、市長がおっしゃられた、業務の廃止・休止はある意味おもしろい現象が生まれて、仕事量が減ることになるのでしょうか。でも、大事なのは、やっぱり効率を上げなければいけないのではないかと。国も政府も働き方改革と言うのだけれども、残業するな、と。役所の場合、定数はすごく維持するわけでしょう、絶対定数を管理する、定数を削減する流れがあって、日本人って真面目ですから、そう言われて結局、言わないでサービス残業的なことをやってしまうのです、実際。多分、私企業よりも役所のほうが、それは強いかもしれない。いろいろな方からの話を最近聞きますが、上からそう言われて、結局困っているのだ、というのばかりです、正に中間管理職とか係長ぐらいは。だから、そういうところはこれをうまく使って、変えていってほしいですね。働き方改革につなげていってほしいと思います。

そのほかいかがでしょうか。

（桑原委員） 人事関連ですけども、職員数の削減があるのですけれども、いわゆる新採用というものが今後どうなっていくのかなと。ある一定期間、新採用をとらなければ、その世代が空洞化してしまうという弊害、人数のむらがあって、実際そういうことが起きているのですけれども、そういうことについてはどうお考えですか。

（平井市長） まず来年の４月の採用は、採用試験をやったのですが、見送りました、かわい

そうですけれども。ですから、来年の4月の新規採用はゼロです。定年退職は一般職で、先ほど申し上げた部長級4名が退職しますので、再任用の職員はいますけれども、その分は人員も常勤職も減ると。非常勤についても10年を一つの上限にしていますから、その分でやめた方の補充はしないといったようなことで、そこに6,000万円とありますけれども、人件費そのものも削減も図るということです。

今の人員配置でいきますと、平成31年度末に課長級の職員が十数名、定年で退職となります。したがって、平成31年度の人件費は、その分退職金がどんと上がるのですけれども、したがって、その平成31年度末にやめる職員と財政状況を踏まえて、採用をどうするかというのが抜けた穴をどう埋めるかというところでの大きな課題と思っています。

年齢構成は、今どき採用の年齢幅は、かなり柔軟な設定がもちろんできるので、現状はここ数年は27歳上限にしています。それはやっぱり上の層とのバランスで、ここを補充するという意味です。それが今度、一気にどんと課長級が十数人いなくなるので、では、そのときに年齢の上限をどうするかということは、それはそれでまた、その状況を踏まえて設定すると思いますけれども、若い人たちを安定して補充するというのが基本とは思っています。自治体によっては、年齢制限なしで募集を毎年している自治体も幾つもありますので、そこはその自治体の状況次第ということで、バランスはしっかりとケアしたいと思います。

（出石会長） 時間もありますので、もう一つか二つ。

（倉田委員） 1人おくれてきて、質問していいのか迷ったのですけれども、ちょっと出たことかもしれませんが、鎌倉とか横須賀を含めて人口動向はどのようなのですか。

（平井市長） 横須賀・三浦が、この三浦半島の中では人口減少がなかなかとまらず、鎌倉・逗子・葉山は、横ばいないし微減という状況になっています。ただ、高齢化率は今、県内では三浦市が一番高くて、34%を超えていたかな。鎌倉・逗子・葉山・横須賀は31%前後で、三浦半島全体としては非常に高齢化が進んだエリアになっています。県西地域も人口減少がやはり進んでいて、県の中でも三浦半島地域と県西地域、小田原を中心とした箱根とか、あのエリアが、地域の活性化の重点対象エリアになっていて、地方創生のさまざまな事業が、県との連携で取り組まれているという状況にあります。

（倉田委員） 私自身が逗子は好きだということもあるし、私の周りにいる人間も、私が逗子ということに結構、どちらかというと、ほとんどの人間がうらやましがります。だから、人口減を当たり前みたいに議論していますけれども、逗子は違っていいと思うのですよね、やり方によっては。だから、余り頭の中で人口が減っていくのが当たり前だとか、どんどんお年寄

りが増えているとか思い込まないで、やりようによっては何とでもなるかもしれないし、やっぱり逗子の持っている魅力を、市長、市の方たちも含めて、もっと顔にあらわすというか、みんなね。だって自分の死活問題なのだから、市民を増やさないとやっていけない。それぐらいの感じで活性化させるということを市の中からやらないと、市民はそう思っている人は多いと思います。だから、住居がないとか、アクセスとかいろいろありますけれども、逗子はそれにしても決して悪くないと思っています。

（出石会長） 倉田委員、それは次のテーマです。

（倉田委員） そうなのですか。すみませんでした。

（出石会長） 後でもう一度お願いします。資源配分、人事戦略について、ほかに。

（木村副会長） 私は逗子市民ではないので、利害共有者ではないということでお許しいただきたいのですが、サービスの見直しが廃止・休止とあって、うがって見ているわけではなくて、どう総括するのかなというところを気にしています。実質収支の減少要因で、それなりに大きいのが市税とか臨財債とかがあって、交付税については国が決めていくことになりますので、ひょっとしたら増えるかもしれない。臨時財政対策債もそうですし、減収補填債もそうですし、ほかに特例債が出てこないとも言えない。そうすると、臨時的に歳入が見通しより増えてしまう瞬間というか、年度が発生するかもしれない。平成30年度にそれが発生するかもしれないし、平成31年度に発生するかもしれない。それを喜ばないで、このまま続けていけるかどうかというところは問われると思います。

そういう意味では、その休止・廃止ですけれども、まず廃止については英断を下されたと私は見ているわけですが、その廃止というのはお金がないから廃止したことではない、市政として本来あるべき状況がこうであって、しかもそれに照らし合わせたときに、これは廃止していいものであると総括できたかどうか、あるいは総括をこれからするかどうかということが問われると思うのです。そうでないと、休止の部分はお金が増えたときに復活されるということが一番の懸念です。

ですから、休止ということを廃止にしろとまでは申しませんが、休止であっても条件が整い、つまり財源があればやるというものではなくて、財源がないからではない別の理由で、これは見直しが必要だから休止だと、それは市政のあるべき姿に照らし合わせたときの見直しの対象なのだというをきちんと総括しておかないと、おかしいことになるのではないかな。というのは、典型的に申し上げれば、市民活動支援補助金交付金とか、その他各種団体の補助金交付金、賀詞交換会、ここら辺がつまり非常に一種の圧力団体というか、市民の皆さんの活

動団体との調整が必要なものが、やはり縮小休止という扱いを受けがちでありますので、お金があるのだったらやれよと言われたときに、毅然と、いや、そうではないと、お金があってもやらないという判断のし得る対象であるということを明確にする準備をなさっておかれることがよろしいのではないかと思います、最後に発言させていただきました。

以上です。

（平井市長） 今回の財政対策プログラムの中で、廃止は市としてはこれはもうやめるという判断をしたということですけれども、休止については今ご指摘のように、いろいろな状況によって違いがあります。1つには、例えば条例を改正しなければいけないとか、いろいろなプロセスが必要で、それには一定市民参加とか時間も必要だという意味で、休止にしました。ただ、これはもう廃止という方向の中で、平成30年度において議論をしっかり経て、方針を改めて確定させますという意味での休止、それから、あとは、必要性はあるけれども財政的に厳しいから一旦休止するけれども、余力があれば、全部かどうかは別にして、復活する余地があるという意味での休止ということ、あるいは、例えば補助金でも、補助がなくてもできる方法を探しているというお話もしましたけれども、これは実現できれば補助金を復活しなくても、活性化イベントというものが自立して継続できる状況をつくることのほうがもちろん望ましいわけなので、そっちの方向に向けて関係団体と協議をしていくと、その幾つかの要素で平成30年度にしっかりと検討して、基本は歳入に見合う歳出規模になっていないということですから、それが減っていくという前提と、社会保障費が上がっていくという、このトレンドをいかに今回の財政状況をいいきっかけにして、スリムにして、余力は当面の間は財政調整基金に積み増すと。平成34年度にその目標が達成できたら、また次の実施計画の中期の計画から入りますので、そのときに当然、市長が誰になるかはわかりませんが、市民参加で中期の実施計画を策定した中で、今の財政規模に見合う計画の策定と進行管理に移行していくと、こういうことにすべきだと思っております。

（出石会長） いずれにしても、財調はもともと少な過ぎますよね。もともと7億円とあります。もともと一時金だったと言うけれども、あの時点でも多分少ないですね。だから10億円は平成34年度と、ここずっと10億円を下回らないという目標は堅持しないと、その上で休止を復活するという話です。

それでは、次に（2）計画の推進全般です。総合計画全般について今回の答申、市長からの先ほど説明もありましたが、全般的な総括に合わせて我々も評価をしたわけですが、さらにここでご発言、ご意見等がありましたら出していただきたいと思います。いかがでしょうか。

(三原委員) 細かなことでよろしいでしょうか。この前もお話が出た、逗子市の安全安心アクションプランの中身について、防災のほうの自助・共助については、ある程度予想しているものもある。ただ、こういう部分が足りないという話と、それから防犯に関しては、まるっきりプアだということを申し上げていたのですが、懇話会の中でやはりそういう話が出て、行政のほうで見直しを図ったものが出てきました。その中で私は非常にこれはおかしいのではないかと思うことがありますので、ちょっと読み上げます。

防犯意識の啓発ということで、その懇話会の際に申し上げたのは、逗子市防犯推進連絡協議会のメンバーに5つの住民自治協議会を含めてはどうかと。住民自治協議会が立ち上がったところは、そこが安全安心・防犯防災ということを担当しているわけだから、その人たちを当然このメンバーに入れなければいけないだろうということを申し上げているのですが、その回答が逗子防犯推進連絡協議会の規約に基づき、会の目的に賛同し、加入を希望する団体については、会長に届け出るにより入会していただけており、住民自治協議会として参加の希望がある場合にはご案内しますというのは、これは行政、市の行政がこういうことを言うのは私हतんでもない話だと思っているわけです。

では、住民自治協議会を何だと思っているのだ。住民自治協議会がその地域を束ねていって、そこで防犯だ、防災だとやっていて、その中のメンバーをこの中に入れれば非常によくなるのではないかと申しているにもかかわらず、こういう通り一遍の回答が出てくるのは、これは当然課長も目を通しているでしょうし、部長が目を通していかどうかかわらないですけれども、こういうことが今の要するに行政の中で、住民自治協議会に対する行政のありようが、ここで端的にあらわれる。入りたかったら文書を出してとは、とんでもない。ここで主催しているのは、私はこれは市が主催していると思っているのですが、これは警察と、それから防犯協会も入っているわけです。

それで警察も、警察の悪口を言ってもしょうがないのですが、署長はもう2年も置かずにとんどんかわっているのです。それで、生活安全課長だとか我々と対峙するところの職制も、やっぱり2年ぐらいでかわる。ひどいのは課長と係長が一緒にかわってしまう。だけでも、2年前に私は住民自治協議会が立ち上がるので、今度はその会議も住民自治協議会等を念頭に置いたほうがいいですよと、資料も署長とそれから生活安全課長に渡して説明までしているのです。だけど、警察も防犯協会も何らそんな意識はない。ただ、少なくとも市長のお膝元の行政がこういうことを言うということは、私としては非常に憤りを感じる。

(出石会長) では、コメントをお願いします。

（和田経営企画部長） 三原委員がおっしゃったやりとりについて、掌握していないのですが、防犯という部分はおっしゃるとおり、住民自治協議会が大きな要素になると思いますし、もちろんそこである種の活躍といいますか、活動していただきたいというのはやまやままでございます。防犯連絡協議会に参加するか否かという部分がどうなのかとといいますと、詳細をまだ私は把握していませんけれども、趣旨としては貴重なご意見だと思っておりますので、これからプランとして確定をさせていく中で、ご意見をいただいている状況だと思います。そういった意味では、今後の本当に検討材料とさせていただければと思います。

（三原委員） 結局、我々が意見を出したことに対しての行政の回答が今のような回答だということです。ですから、要するに行政のありようを端的にここで物語っているということです。だから、市長のお考えのものが課長クラスまで届いていない。私は防犯に関しては、警察に協力するのではない、我々が地域の目となっていていろいろな活動を行って、我々が及びがつかないところを警察に協力してもらおうというぐらいのつもりでやらないとだめだよということを言っているわけです。多分皆さんそのぐらいの意識でやっているにもかかわらず、入りたいのだったら文書で出して、そこの賛同を得たからこの会議に加えてやるよみたいな話は、私はこの会議そのものも、端的に言うと余り大したことをやっていない会議だと思っています。多分、県から言われてこの会議を設けている話で、警察と防犯協会が主で、地域防犯連絡所も入っているのかどうかわかりませんが、そこで年に二、三回の会議をやって、それが啓発になるのも、そもそものところがあるわけで、この辺の見直しをぜひ図っていただければと思います。

（出石会長） 三原委員、要はそういう実際に回答があったのは事実でしょうから、ちょっと気になるのは、やはり先ほどの働き方改革、残業をしないと言っていることと裏腹にもとれるわけです。端的に言うと、こんなことをやっていられないと。だから、そういう、もしかしたらおざなりな回答をしているかもしれないのも、想像ですけどもあるのではないですか。だから、要はこの件についてのことをどうこう、それを市としてもう一回、これはなぜこういう原因で回答が出たのかは検証してほしいのですが、これは今後の対応に結びつけるしかないと思います。なので、やはり大変財政が厳しい中では、職員はやっぱり質的改革ですよね。行政改革で今、質的改革と言われている時代ですから、それを今要望しているということで、ここはいかがでしょうか。

（三原委員） 私は、ですから、この部分だけを言っているのではなくて、住民自治協議会に対しての行政のそれぞれの部署が、どう我々と関わっていくかということが大事ですねという

ことを申し上げています。

（平井市長） 2点、申し上げます。1つは、住民自治協議会の活動が活性化してきて、いろいろな幅広い分野にわたって地域内の連携を構築していただいているというのを、ここをしっかりと行政が受けとめて、それぞれの部署にその位置づけをやっぱり決定しなければいけないという、これはもう毎回言われていることですが、これは改めてご指摘をしっかりと受けとめます。

もう一つは、この4月の機構改革で、防犯部分が生活安全課を解体して防災課に統合して防災安全課という位置づけにしたので、まだ警察との連携とか、あるいは地域の防犯協会との連携とかという部分が、若干既存団体との関係づくりが、まだまだ不十分な部分、これは言い訳になってしまいますけれども、否めません。したがって、既存団体との関係、警察との関係、それからそこに住民自治協議会がどう関わっていくかというのを今後しっかりと整理をして、位置づけていくということが課題と受けとめさせていただきます。

（出石会長） 他にはいかがでしょうか。倉田委員の先ほどの人口減少について、いかがでしょうか。

（倉田委員） あれは、あそこまで言いたかったのですよ。だから、今おっしゃったように、質の問題だと本当に思います。だから、まず逗子というのは、ほかのところよりも、ラッキーというか、恵まれていると思うべきだと思うのです。それを多分、市長も思っていらっしゃると思いますけれども、市の働いていらっしゃる方たちの中から、それが出てくるのが伝わるようにしないと、それが多分今おっしゃった質だと思います。質の改革がないと多分どんなことをやっても形だけで終わってしまうので、とても大事なことだと思います。

（平井市長） 人口動態については、まち・ひと・しごと創生総合戦略が一方であって、それよりもうちちょっと前に、逗子としてもシティプロモーション戦略の検討を進めていて、今まとまったものができています。地域の魅力・創造と発信を行政挙げて、あるいはそれは行政だけではできませんので、市民の方にもいろいろと協力・賛同いただいて、いろいろなそのプロモーションを発展させていこうという取り組みをしております。

毎月の部長会議の中で、人口の動態のデータを共有しています。今月はどの世代が何人増えたとか減ったとか、社会増と自然減になるわけですが、これで差し引きどれだけ人口が増えたとか減ったとかというのも、毎月追いかけています。その内訳も、転入増はどの世代がどれだけ入っているかということも追いかけているので、傾向としては30代、40代の子育て世代が、県内もそうですし、東京の世田谷、あるいは目黒、品川、この辺から比較的安定して

転入してきているのがデータで見てとれます。

したがって、これをいかに継続していくかということで、今回の財政対策プログラムは子育て・教育にかなり切り込んでいる部分があるので、これが人口の転入に対して悪影響を及ぼさないように非常に注力していかなければいけないということは、教育委員会からも言われているのですけれども、ここもしっかりと手立てしながら、逗子にアドバンテージがあるのは間違いないと思っているので、しっかりと対応していきたいと思っています。

（出石会長） では、どうぞ。

（磯部委員） 今の三原委員と同じような感想ですけれども、住民自治協議会の活動が逗子市の職員に共有されていないという不満が、しきりに私のところで出てまいります。それは具体的に言うと、県道24号線の渋滞緩和ということで、いろいろな活動をやっているのですけれども、それを全然、例えば市の清掃関係の方は知らないとか、そういった不満です。それに関連しまして、これからの話でいいますと、当地区は今、地域づくり計画、これを今年度中にはきちんとつくろうとしているのですけれども、その中でやはり1つ東逗子駅前の再開発、これは大きな柱になります。

今このスケジュールを見せていただくと、平成30年度から調査・研究を始めるということですが、ここにやはり私どもの住民自治協議会もきちんと毎月でも、要は知らないうちに決まるということがないように、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

（平井市長） 東逗子駅前用地の活用事業が財政的には4万5,000円、今年度はついていましたけれども、これを一旦休止しています。これはアドバイザーに来てもらって、PFIとかいろいろな手法を行政内部でまだ研究するというための予算ですが、ここは執行停止しているということ、来年度もその予算の計上というのが見送りになっています。

今、何をやっているかということ、行政のさまざまな施設関係の再配置の中で、東逗子駅前に何を配置するのが地域にとって、あるいは行政の効率を高めるという意味でもベストなのかという議論を、行政内部の関係するセクションの次長が集まって議論しています。

したがって、公共施設の老朽化対策と統廃合もあわせて、あるいはその財政対策、これだけ厳しくなっていますから、よりその前提条件を厳しく見ながら、今年度、来年度でその辺の方向性を、まず行政内部で整理するということです。それを当然地域にもフィードバックしなければいけないので、そういった状況を見定めた上で、手法の検討とスケジュールの検討を改めてするという事なので、それは当然、住民協の皆さんとも協議をして、情報は皆さんにお知

らせできるように検討を進めたいと思います。

（出石会長） そのほかいかがでしょうか。

（稲委員） すみません、先ほどの市長のお話で確認したいのですけれども、ちょっと聞き取れなかったのですが、住環境形成計画のところの最低敷地面積で、個人の財産権もあるはずだと聞こえた気がしたのですが、この前の進行管理では進まないのの後回しに、ほかに優先順位があつて、人口減少対策とかが出てきてとおっしゃっていたと思うのですが、もう一度確認したいのですが、完全にもうなくしたのですか。

（平井市長） 今、市の方針として、それを諦めたわけではありません。ただ、今の状況で、計画に明確に位置づけて進めるというのは、議会の指摘を踏まえると、厳しいという見方をしています。したがって、住環境形成計画の中でそれを明確に位置づけるというのは、今の段階では難しいという判断なのと、それを一旦横に置いて、計画策定のプロセスを進めるということです。

ただ、この問題はまちづくり基本計画の時代からずっと積み重ねられて、市としては必要だという方針のもと、いろいろな調査・研究をしてきたという経緯がありますので、それは都市デザイン計画も含めて、人口減少時代にどういう土地利用なり、あるいは土地利用の制約なりというものをこの逗子の中で位置づけるかということの議論は必要だと思っていて、ただ、当然権利の制約を伴うので、慎重に、なおかつ広範な住民の理解というものが前提なので、そこをしっかりと見定めたいということです。

ただ、一方では人口減少が始まっていますから、これから空き家問題が出てくるという状況の変化もあります。ということは、分割して売って空き家になってしまえば、それはもう本末転倒なので、長期的に見たときにどうなるかという議論も都市計画上必要になってくるかなと私は思っているの、そこら辺は短期の問題と中長期の問題で議論を整理しながら、逗子としての都市計画を改めて時代に適合したものに収斂させていくという考え方です。ですから、計画の中では一旦ちょっと棚上げしますけれども、課題としては私は持ち続けたいと思っています。

（稲委員） その辺、前にも出たと思うのですけれども、結構住民の人にも説明会があつたりとか、あるいは署名があつて反対したりとか、いろいろないきさつがあつたので、その横に置くなり棚上げしたという今の状況を、やっぱり広報か何かでお知らせしたほうがいいのではないかなと思います。

（平井市長） そうですね。住環境形成計画を平成30年度中には策定するという、スケジュ

ールを組みましたので、その中で当然これまで積み重ねた議論をどうするのかと、計画ではどう位置づけていくのかということは、その市民参加のプロセスも当然伴いますから、そこでしっかりと説明をする必要は出てくると思っています。

（出石会長） ほか、どうでしょうか。

（桑原委員） 今のお話に関連してですけれども、市税が伸びていかないということで、転入者を増やすことは非常に大きいと思うのですね。先ほど出ていたように、子育て世代を逗子に引き込むための施策がかなり狭まっているというところでは、新たな逗子の魅力をしっかりとアピールする必要があるのかと思うのです。

先ほど倉田委員もおっしゃったように、アドバンテージがあるとはいえ、近隣の地域も同じようなリソースを持っていますので、葉山でなく逗子だと、鎌倉でなく逗子だということの戦略は、きちとなければいけないのではないかとこのところでは、今おっしゃっていた最低敷地面積のいわゆる住環境であるとか都市計画がしっかりとあるからこのまちに住みたいという部分もあったと思うのですけれども、そこがなかなか進まなかったり、逆にそういった補助がなくなったりということだと、なかなか魅力あるまちづくりが、その部分が逗子の計画から見えなくなってくる、おくらしている、減らされているというところでは、そこら辺をもう一度きちと組み立て直して戦略的に、近い将来やっぱりオリンピックが一つのポイントになると思うのですけれども、そこら辺は今後の総合計画の中でもちょっと重点かなと思ったのですけれども、それに何かコメントがあればお願いします。

（平井市長） 子育て・教育関係で、かなり大胆に切り込んでいるところはありますけれども、ある意味これまで相当この領域には他市に比べてつぎ込んできたのです。ですから、それが一旦ちょっと後退するといっても、他市よりも後退するということまでには下げていないつもりです。今後は、だから、ある意味、正に戦略的にどうめり張りをつけて、アピールするものを突出させて、それをしっかりと伝えるべきターゲットに発信していくかということで、先ほど申し上げたような東京の南部地域の人にどうそれが着実に伝わって、逗子への誘引策につながるかというところをかなり強く意識して、今後の対応を検討していきたいと思います。

逗子は、神奈川県内でも、鎌倉、葉山、横須賀、横浜の南部地域、これらの地域間の人口の移動が量的には一番多いです。ただ、それは行って来いみたいな話で、プラマイちょっとマイナスが多かった程度の人口の動態ですけれども、やっぱりそこで転入がどんときているのは東京の南部とか、あるいは場合によってはアメリカから来た人が何十人いるとか、何かそういうちょっと特殊な動態を示しているのです、そういったところにしっかりと逗子の魅力が訴求され

るような戦略が正にシティプロモーションのポイントかなということで、ぜひ事業を縮小しても、さっきから出ているいろいろな市民の協力とか、いろいろな形でもっと魅力なり活性化なりというのが高まって、それが伝わる、そういう環境をつくっていきたいと思います。

（出石会長）　いかがでしょうか。

では、すみません、私から1点だけ。今の件につながるのですが、都市デザイン計画、基幹計画では都市デザイン計画の説明がありましたが、まちづくり条例の見直しを含めてメリ張りのある政策検討が必要かと思っています。やはり先ほどの最低敷地面積にも関わるのでしょうか、財産権の問題があるからという話もありましたが、若干気になるのは、まち・ひと・しごと創生総合戦略等推進会議でもご意見が出ていますけれども、従来のまちづくり基本計画、確かに総合計画に引き移してきているといえども、当時の考え方で、逗子は土地利用をかなり厳しく規制していくというスタンスでしたよね。それを今後守り続けるのか、それともやっぱり一定程度緩和は緩和として、その最低敷地面積はいいのだけれども、一方で、土地利用をしていく地域とかを、メリ張りをつけたものをやっぱり今検討していかないと、最低敷地面積は逆に言うと、これは個別論なのですよね。地域全体のことだけで、実は戸建ての敷地面積を限定するというのは個別論なのです。そうではなくて、まちづくり論としては、もう少しグランドデザインをはっきり立てないと、新しい逗子市の今後のその財政の厳しいことも見えてきた、この段階で逗子市は今後どうやってグランドデザインを描いていくのかというのは、総合計画の一部分なのですよね。だけれども、そのまちづくり基本計画をはっきり言えば引きずってきているので、そこがある意味アンタッチャブルと言うと言い過ぎかもしれないけれども、そこがありました。

だから基本構想は難しいとしても、次期実施計画の中では、その検討をしなければいけないだろうと思うし、気になるのは、都市デザイン計画がここまで先に引っ張っていいのかなという懸念を、私は持っています。その時期はいいのですけれども、今言ったようにグランドデザインをしっかり持つことは逗子にとって必要なのではないかと思います。

（平井市長）　今のご指摘は、当然住環境形成計画の議論の中でも、まちづくり審議会の中では出されています。したがって、逗子市街地のある意味の高度利用という視点と、あと、周辺住宅地の低層利用という住環境を保全していくという、その時代にマッチした土地利用のあり方というものを、この住環境形成計画の中で、まちづくり条例の見直しも含めて、一旦ここで今年、来年で一応整理をする。それを踏まえて今、ご指摘のように、総合計画の中に包含されるべき都市計画の考え方、方針みたいなものを、平成34年度ということは次期実施計画の計

画とダブるわけですね、この33、34というのは。そこと多分並行して、土地利用全体のあり方と、それに連なる総合計画としての実施計画部分を、あわせて議論していく必要があるという趣旨ですね。

（出石会長） はい、わかりました。

それでは、（２）につきましては、よろしいでしょうか。「次年度の総合計画の推進に向けて」については、意見交換は以上とさせていただきます。

ここで、ここまでオブザーバーとして出席していただいております副市長、それから教育長、それから基幹計画・個別計画に関する所管部長につきましては、退席されます。

どうもありがとうございました。

それでは、次第３「総合計画に関する条例等について」、これは諮問案件となります。

（平井市長） それでは、総合計画に関する条例等について（諮問）。

（仮称）逗子市自治基本条例の制定に向けた検討にあたり、総合計画に関する次のことについて、逗子市総合計画審議会条例第２条に基づき、貴審議会に諮問いたします。

１、逗子市総合計画審議会条例及び逗子市総合計画策定条例のあり方。

２、（仮称）逗子市自治基本条例に定める総合計画に関する条項のあり方。

以上、諮問いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

（出石会長） では、ただいま市長から朗読がありましたとおり、諮問を受けました。

それでは、市長から内容について説明をいただけますでしょうか。

（平井市長） 先ほども若干言いましたけれども、（仮称）自治基本条例の検討を、既に２年目を迎えていますが、ワークショップ、それから検討会という組織の中で進めております。これは正に自治体の憲法と言われている位置づけで、市の全般を統括していく条例として設定しているということでございますが、当然その中に市の計画行政をつかさどる総合計画を位置づけて、その内容を（仮称）総合計画条例で受けて総合計画のあり方、あるいは検討プロセス、進行管理といったものを条例として改めて位置づけていくという方向性を今、議論いただくことを考えております。

今現在は２つの総合計画の策定と、それを審議会に関する非常に簡潔な条例で審議会を運営いただいておりますけれども、しっかりとその総合計画の内容、あるいは進行管理といったものを、あるいは議決のあり方等も含めて体系的に議論いただき、自治基本条例に非常に密接に関連する条例として（仮称）総合計画条例の制定を目指したいと、そういう趣旨でございますので、ぜひ充実した議論を、自治基本条例と並行しながら進めていっていただきたいと思いますとお

ります。

詳細については、企画課の担当から説明をする予定になっていますので、引き続きでよろしいでしょうか。

（出石会長） それでは、事務局から説明をお願いします。

（平井市長） ちょっと加えますと、この間の総合計画の進行管理、2年間皆さんにはいろいろと試行錯誤しながら、かなり精度も高まってきたと思っております。そもそも自治基本条例もそうですけれども、要するに市民による行政の統制をどう制度化するかというのが私たちの非常に大きな視点です。つまり、これは行政がこのまちをコントロールするためにやっているのではなく、市民が行政という機構をどう生かしながら、そして自分たちのまちをともにつくっていくというパートナーとして、計画が市民参加でつくられ、それをしっかりとした体系のもとに進行管理をして、行政を常にチェックしながら、主体性を持って計画の推進をともにしていくのかと、そのための仕組みはどうあるべきで、そこに必要な条例という体系を改めて明確に位置づけようと、こういう趣旨なので、ぜひそういった観点から、この間、総合計画の実施計画のみならず、基幹計画・個別計画という体系のもとで進行管理をボトムアップしてきましたから、ぜひそれを明確に条例に位置づけることで、制度そのものの安定性といいますか、保証といったものを確立していきたいし、それによって住民が主体的に参画して、このまちづくりが進んでいくという体制を一層強化したいというのが、大きな目的でございます。

ということで、詳細は企画課の仁科から説明いたします。

（仁科主幹） それでは、資料を用いましてご説明させていただきます。

資料5の横長のものを見ていただけますでしょうか。こちらが自治基本条例の検討プロセスになっております。先ほど市長から話のありました（仮称）自治基本条例の検討プロセスを上の方に書いてあります。現在、市民参加のワークショップと自治基本条例検討会での検討を行っております。

これと並行しまして、自治基本条例に関連します各種条例の検討を、それぞれの審議会・懇話会等で並行して行うような形で検討を進めていくとともに、情報を共有しながら進めていくということで、現在、ただいま諮問させていただきました件につきましては、この下から2番目の（仮称）総合計画条例とありますが、そこに総合計画審議会での検討とありますが、この流れになります。

（仮称）自治基本条例につきましては、その市民参加でのワークショップでの検討を本年度中に終了する予定でございまして、本年度中に市民参加等による検討案の決定という、ここま

で持っていきたいと考えております。

次に、資料6を見ていただきたいのですが、では、自治基本条例の構成というのは、どういう形で想定しているかというものを簡単にお示ししたものが資料6になります。左側に基本条例の大まかな構成がお示ししてあります。前文から総則、それから市民ですね。自治の担い手としての市民、市長等、議会といった内容、それから市民参加と協働、市政運営、条例の推進等と、大きく構成は大体どこの自治体の自治基本条例もこういった形になっています。

先ほど関連する条例がそれぞれ位置づけられるというお話をいたしました、それが右側のほうになりますが、これの一番下に（仮称）総合計画条例と書いてありますけれども、市政運営の中の項目としまして、総合計画等というものを位置づけ、そこにその詳細にあらわすものとして、（仮称）総合計画条例といったものを位置づけてはどうかというご提案でございます。

詳細につきまして、戻りまして、資料4でご説明をさせていただきます。こちらは「（仮称）自治基本条例制定の検討にあたっての総合計画に関すること」ということで、こちらは事務局案でございます。

まず、総合計画に関する条例の経過と現状ということで、現在は総合計画に係る条例としましては、総合計画審議会条例と総合計画策定条例がございます。これはお手元の資料の参考1、参考2で内容をお示ししています。総合計画審議会条例は、この総合計画審議会の組織と運営について規定したものです。また、総合計画策定条例は、平成27年度を期首としました現在の総合計画を策定するに当たり、平成26年に制定したものです。この条例によりまして、市の総合的かつ計画的な市政運営の指針を示すものとして、総合計画を策定すること、策定に当たっては市議会の議決を経ることなどを規定しています。

自治基本条例と総合計画条例の関係性等につきまして、現在事務局で考えている考え方が以下の部分でございます。このたび、この自治基本条例を制定するに当たり、既存の2つの条例を統合し、さらに皆さんで構築していただきました進行管理の仕組み、この部分も含めまして（仮称）総合計画条例といったものにまとめ、その大もとの考え方を（仮称）自治基本条例に位置づけると、そのような形に整理していきたいと考えております。

では、今想定の内容になりますけれども、（仮称）自治基本条例にこういったものを位置づけ、（仮称）総合計画条例にこういったものを位置づけるかというのが、次のページからの部分でございます。

2ページの頭なのですが、こちらが（仮称）自治基本条例に規定する、いわゆる総合計画の大もとの内容、一番最も重要な考え方のみを（仮称）自治基本条例に位置づけることとしまし

て、1つとして、まず、総合的かつ計画的な行政運営を図るために総合計画を策定するという
こと、それから、行政の各分野における政策を定める計画の策定及び変更に当たっては、総合
計画と整合を図っていく、それから、市長は総合計画の進行管理を行い、その状況を公表する
という、こういった内容を想定しています。

一方、それに位置づける形で策定します総合計画条例の内容としましては、以下1から8ま
での趣旨等でございますが、これが総合計画策定条例、現在の条例と、それから総合計画審議
会条例の一部、それと進行管理の内容をあわせた形で想定する内容をお示ししております。趣
旨は総合的かつ計画的な市政を図るために必要な事項を定めるというもので、構成としまして
は、現在の総合計画の基本構想と実施計画の構成というものの、それから、3番目に総合計画審
議会の位置づけとしまして、附属機関として市長は策定や変更、廃止を行うときに諮問を行う
ということ、それから、この総合計画審議会の任命、それから委員の任期、そこまでを例えば
こういった形で位置づけ、詳細につきましては、現在条例に載っている内容については、規則
に送るというものを想定しています。

そして、4番目として議決、5番目として公表、6番目としましては、今回総合計画・基幹
計画・個別計画といった形で体系化をいたしておりますので、その内容を位置づけるというこ
と、7番目がこのたび進行管理のやり方、システムを構築いたしましたので、その内容を位置
づけています。

8番目は委任ということで、ここの条例に盛り込めなかったものは、必要な事項については
市長が定めるといった内容です。

大まかですが、今大体それぞれの条例でどのようなものを想定しているかというので、お示
しいたしました。

本日、皆様にご確認をお願いしたいと考えておりますのが、この諮問の内容にもございま
すが、大きく自治基本条例にまず総合計画を位置づけるということと、それから、総合計画条例
を、それぞれ2つの既存条例プラス進行管理の仕組みをあわせる形で統合してはいかがという
ところにつきまして、ご意見をいただければと思います。

(出石会長) ありがとうございます。

私も若干補足しますと、実は総合計画のうちの一番上位の基本構想というのは、従来は地方
自治法で定めることが義務づけられていたのです。それが今から6年前に廃止されたのです。
従来は必ずつくらなければいけなかった基本構想があったから、今のお手元の参考1の、それ
を策定する機関が総合計画審議会ということで、審議会条例があったのです。ところが、その

大もとの策定根拠がなくなってしまって、なくなってしまったのだけれども、引き続き総合計画をつくるために、今回の新しい総合計画をつくる手続として、総合計画策定条例という参考2ができたのです。

したがって、現在の逗子市の状況では、総合計画というものが何であるか、あるいはその策定根拠はないのです。逗子市に限らずそういう自治体は結構多いのですけれども、そういう状態になっています。なので、それをはっきり言いかえて、今の説明を言いかえてしまえば、逗子市の総合計画の策定根拠を自治基本条例に設けて、そうした上で個別条例をつくって、そこに今まであった審議会条例と策定条例と、それから実際ここで行われてきた進行管理の実態規定を全部入れて1本の条例をつくろうという提案でいいですよ、提案というか、趣旨についてということです。

それで、その考え方について今日、とりあえずご意見をいただきたいということで、今日はお手元に写しを配りましたが、諮問を受けたのですが、今日答申するわけではなくて、今日のメンバー、このメンバーから今の考え方についての忌憚のないご意見をいただきたいということになります。

(磯部委員) 総合的に賛成です。ただ、1つだけ気になっているのは、進行管理について今この審議会で見ているのは、懇話会等がないものに関して、これは部会をつくって見えます。しかしながら、総合計画の中で動いている全体というのは、恐らく懇話会でカバーしていることのほうが大きいと思うのです。しかし、その懇話会と評価に関しては、私たちは細かいところまでわからないし、また、その懇話会の意見は尊重するという方針で今まで貫いてきました。

ということは、私は進行管理が、ここの審議会の責任になったときに、きちんと責任が果たせないと感じていました。その辺のところはどうしてももう少しきちんとしないと、条例まで持っていくということには危惧があります。

以上です。

(出石会長) 正に7番、2つ目のひし型のところの2行目か3行目、ずばりこう書いています。総計審に進行管理があるわけですよ。

(木村副会長) 今のとの関係で、現在の審議会条例の第2条で、かつてこの審議会の場合である委員が、第2条の表現にこだわって、進行管理をするのは審議会の役割ではないとかとおっしゃっていたことがありましたが、読みようによってはそう読めなくもないというところもありまして、それが打って変わって今日の7番の今の磯部委員のご指摘のところは、ずばり進行

管理を行えと書いてあるので、明確に変わったというのはちょっと当たっていないかもしれませんが、かなりトーンが違うという変化があります。それは私も実は気になりました。どっちがいいとかということではなくて、進行管理を行うという実態でやってきた以上、それでやっていくのがいいと思うし、そうであるとすればその能力と腕力というか、その権能とか、あるいは作業量に応じたマンパワーであるとか、そういったことについての担保が必要になってくるかなと感じます。

（出石会長） このあたりは、これを確定させているわけではないですよ。今日はイメージのために、今までやってきたことを位置づけているだけです。

（平井市長） 進行管理をこの2年間やっていただいた中で、個別計画が歯抜けの状態だったので、個別事業の評価を皆さんにお願いせざるを得なかったというのが危惧の大もとの多分、原因だと思うのです。私は本来は、この総合計画審議会で評価なりその進行管理をすべきテーマとしては、正に今日やったような全体としての評価を首長なり行政がどう捉えて、要するに資源配分、優先順位の捉え方、それが果たして適正なのかどうかということ、正にこの全体を掌握すべき総合計画審議会が助言機関として市長に対して答申し、意見交換して、全体のその資源配分なり戦略の妥当性なり軌道修正なりというものを、しっかりと提言するというのが本来の役割だと私は思っています。

個別事業はもう個別計画・基幹計画で評価してくれればそれでいいと。全体としての市の戦略部分を、資源配分を含めてどうあるべきかということ、正にここはやってもらうという整理を本当はするべきだと、こう思っているのです。だから、そこの分の個別事業の云々についての責任というのは、基幹計画と個別計画にもう完全に委ねてしまって、もちろん評価にばらつきがあれば、そこは逆にその全体を見ている総計審が各個別計画なり基幹計画にある種の是正の助言というのをする機能はあるとは思っているのだけれども、目的としてはもっと上位、政策レベルの正に議論を評価としてやるという意味での進行管理という捉え方です。

（磯部委員） 全く結構な考え方だと思います。今まではそうではなかったということも正しい認識ですよ。ですから、やはり形として位置づけはそうあるべきですし、でしたらば、きちんとその内容を理解した上で、ここで優先順位なり何なりつけて議論できるようにしていくということが、私にとっても大事で、よいと考えます。

（出石会長） これはまた条例事項なので、今出た意見、それから市長の回答を踏まえたもので、次にしっかりとしたものがあるときは、出してもらわないといけないと思います。

（倉田委員） 全体を見る、ずっと議論されたと思うのです、今まで。全体を見るときに個別

が見れないと全体が見えないという、だから、私たちは目指しているような判断をするときに、個別的なことをどこまで理解したらそれができるのかという問題ですよ。だから、今までの状況だと、この中で僕が一番勉強していないのかもしれないけれども、やっぱり全体の優先順位をつけるにしても、余りにも個別のやられていることの実態を知らなさ過ぎることがあるので、先ほどおっしゃっていたワークロードというのも、もう少し本来はそこにその資料をもっといただき勉強しなければいけないとか、そういうものが出てこないと多分、全体を把握、優劣をつけることすらできないのではないかなという危惧は、実際の経験からあります。

（出石会長）　そこらあたりは実際にまた次の計画の、次の年度の進行管理にも出てくるし、次期実施計画をつくるときの進行管理につなげていくところでいいと思うのです。その意見として、今日はとりあえず条例にするというところがポイントだから、要は今の皆さんのご意見を踏まえると、総合計画審議会で全ての個別計画を進行管理するわけではない。特に個別計画はこれから充実していきますから、それを踏まえた形で、ただ知らなくて全体の評価ができないよというのはおっしゃるとおりだから、それをどうするかと実態論は実態論として、条例上どう位置づけるかというのが我々が今、答申するに当たって事前に案を事務局がつくっておくのですが、そこをうまく表現できることを考えてもらいたい。

（木村副会長）　確認ですけれども、これはその条例案を、新しいまとめた条例案を審議するという時間は今後とられる予定なのですか。何しろ任期の問題があるので。

（出石会長）　そうですね。この任期で多分できないですよ。

（木村副会長）　でも、そういう審議会の運営としては想定されていると。ということは、個別のその中身の話は今ここですする必要はとりあえずないと。

（平井市長）　そのとおりです。

（木村副会長）　もう一つ、これは意見ですけれども、計画の進行管理という言い方をしたときには、今市長や磯部委員がおっしゃった次元での表現として、非常に適切だと思うのです。実は個別計画の進行管理と称してやっているものは、個別計画の正に個別評価であって、進行管理という言葉が余りふさわしくないかもしれないです。だから、同じものを進行管理という表現にしているから、つまり総合計画は進行管理をすると、個別計画は個別計画の進捗状況についての評価をしていくというような、その言葉遣いが重なっているがゆえの混乱があるので、そういったところは次のメンバーが工夫していくのかなと思いました。

（磯部委員）　言葉遣いは大変に大事で、今の副会長のご意見、実によろしいと思うのですが、常々私は進行管理という言葉が不自然な言葉だと感じていまして、要は進捗管理とい

うのはぱっとわかるのですけれども、今のご意見を伺っていて、なるほどと、個別の事業だったらこれは進捗の管理をして、それから大きな意味で、その総合計画としては大きな流れとしての進行を管理していると表現すると、何だか今までのもやもやしたものが、すっきりしたような感じがしました。

（出石会長） その他のことでも結構ですが。今日は結論は必要ないのですが、今のような流れで今後検討を進めるということによろしいでしょうか。

（「いいです」の声あり）

（出石会長） では、議題の3は以上といたします。

それでは、続きまして議題の4、その他です。事務局から何かありますか。

（福本経営企画部次長） ご意見をいただく案件としてはございませんが、事務的な連絡でよろしいですか。

（出石会長） それでいいです。

（福本経営企画部次長） では、本日9時までの予定でしたが、時間を過ぎている状況でございます。熱心なご審議ありがとうございました。先ほど話も出ましたが、総計審の委員の任期が2年間ということで、実は本日の会議が皆様の任期における会議の最終回ということになります。皆様のおかげをもちまして新しい総合計画、現在の総合計画ですけれども、新しい進行管理のやり方を始めて、いろいろ試行錯誤を繰り返しながら、まだ完成はしているとは思えませんが、少しずつ進歩してきているかなと思います。そういった意味では、いいスタートを切れたのかなと思っているところでございます。本当に2年間ありがとうございました。

事務的な連絡ですが、本日の会議録につきましては、また改めて皆様にご確認等ということをお願いをいたします。任期が終了したものを、その確認作業ということになってしまいますが、よろしくをお願いをしたいと思います。

次期総合計画の審議会の委員なのですが、現在そこに向けて準備をしているという段階です。新しい委員の方にご参加をいただくと同時に、この総合計画審議会の継続性をいかに保つかといったことが一つの論点となりますので、こういった観点から、また次のこの会議を持てたらいいなと考えてございます。

事務局からは以上です。ありがとうございました。

（出石会長） それでは、最後に市長から一言お願いします。

（平井市長） 今、福本からありましたけれども、本当にこの2年間、皆様の真剣な議論によりまして、この総合計画のあり方、それから、進行管理の評価といった仕組みが徐々に固まっ

てきたということで、大変感謝しております。まだまだ完成とまでは言えないわけでありすけれども、皆さんは今回で任期が満了ということになりますので、次期のメンバーの方にまた引き継ぎをしなければいけないわけですが、ぜひとも委員でなくなられたとしても、引き続き地域の活動、あるいはその総合計画の進行について、さまざまのご助言・ご提言をいただければ大変ありがたいと思っていますし、もし許すならば、皆様のこの2年間の取り組みについてのさまざまなご意見やご感想をいただければ、大変私としても参考にさせていただきたいと思っておりますので、そういった部分もぜひ思いのたけをつづっていただくのも大変うれしいことかなと思っております。

条例の策定も諮問させていただきました。正にこれからの進み方ができたと思います。しっかりと条例に位置づけて、これが市長がかわったとしても、しっかりと住民が行政をコントロールしていくという制度として進化させていければと思っておりますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。皆様、本当にありがとうございました。

（出石会長） では、以上をもちまして、第3回の総合計画審議会を終わりたいと思います。お疲れさまでした。